

## 高砂市庁舎壁面等広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、高砂市広告掲載要綱の規定に基づき、高砂市役所の庁舎内（以下「庁舎内」という。）の壁面等に広告を掲載するための基準を定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第2条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、庁舎内に掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業（以下「風俗営業」という。）、性風俗関連特殊営業その他同法の規制を受ける業種
- (2) 風俗営業に類似すると認められる業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続中の事業者
- (7) 各種法令に違反している事業者
- (8) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団
- (10) その他庁舎内の壁面等に掲載することが不適当であると市長が認める業種又は事業者  
(広告の種類及び範囲)

第3条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、庁舎内の壁面等に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 国内世論が大きく分かれるもの
  - イ あたかも市が推奨しているかのような表現を含むもの
  - ウ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
  - エ 暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現であるもの
- (2) 法令に違反するもの
  - ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条各号に規定する表示に該当すると認められる広告
  - イ 薬事法（昭和35年法律第145号）第66条各項に規定する広告等に該当すると認められる広告
  - ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する建築条件付き宅地の販売
  - エ 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの、明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの
- (3) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
  - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するもの
  - ウ 残酷な描写など善良の風俗に反するもの
  - エ ギャンブル等を肯定するもの
  - オ たばこに関わるもの
  - カ その他青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- (4) 消費者の利益を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- ア 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - イ マルチ商法、催眠商法等、悪質商法とみなされるもの
  - ウ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関するもの
  - エ 虚偽の内容又は根拠のない誇大な表現によるもの
  - オ 射幸心を著しくあおる表現のもの
  - カ 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していない人材募集広告
  - キ 法令で認められていない業種、商法又は商品
  - ク 不動産の表示に関する公正競争規約に反するもの
  - ケ 国家資格に基づかない者が行う療法等
  - コ 広告主が明確でなく、かつ、責任の所在が明確でないもの
  - サ 内容が意味不明なもの
  - シ 商品先物取引に関する広告
  - ス その他消費者の利益を損なうもの又はそのおそれがあると認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎内の壁面等に掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

#### 附 則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。